

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する第七十九条の規定によつて、広島県行政不服審査会の令和二年度答申第五号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和三年三月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

諮問庁：広島県知事（被爆者支援課）

諮問日：令和元年12月27日

（令和元年度諮問第3号）

答申日：令和3年2月4日

（令和2年度答申第5号）

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

平成30年12月3日付けで審査請求人から提起のあった、広島市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、被爆者健康手帳交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（広島県知事〔被爆者支援課〕）の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審理員による審理段階での審査請求人の主張の要旨

令和元年12月18日付け30審理第114号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）2(1)に記載のとおりである。

2 令和2年8月7日付け主張書面（以下「主張書面」という。）等での審査請求人の主張の要旨

(1) 主張書面

ア 昭和20年8月6日当日、またその後、審査請求人と友人（甲（以下「甲証人」という。）、乙及び丙（以下3名を合わせて「甲証人ら3名」という。）で被爆者の介護をしたのは、全くの真実である。

イ 当時、審査請求人は、A学校の1年生で、12歳だった。

8月6日の午後、審査請求人たちは下校するため、B駅へ向かい、そこで、たくさん被爆者に出会った。多くの怪我人や火傷の人がいて、何があったのか分からず、大人に言われるままに介護の手伝いをした。赤チンをつけてあげたり、水を飲ませたりした。手伝った人は10人以上だった。大人の指示で、介護所（C学校）へ手を引き連れて行った。頭から体全体を包帯でまかれている人が1人いた。多くの人達は火傷だろうが、目や顔がはれ今にも皮膚がたれ下がりそうで、着ている物は破れて、引っ張ることもできない有様だった。

介護所の講堂には被爆者が大変多く混雑していて、その数は100人以上だと思う。大人の指示で介護の手伝いをした。国防色の毛布をしいたり、負傷者の傷口に赤チンをつけたり、タオル・布切れ・包帯等を巻いたりした。被爆者が後ろからも横からも声をかけてきた。手伝った人は10人以上である。

夕方、帰りの汽車の中に被爆者がたくさんいて、負傷者の背中や手足をなでたりした。10人以上だと思う。

ウ 8月7日午前、審査請求人母が婦人会の会長をしていて、審査請求人母に連れられてD駅から少し歩いた集会所に行った。そこにもたくさんの被爆者がいて、大人に言われるままに、負傷者の傷口の手当てをしたり水を飲ませたりした。10人以上だと思う。

昼過ぎ頃からC学校に行き、手伝いをした。被爆者は前日より増えていた。負傷者の包帯の取り換えや、包帯の洗濯をした。多くの負傷者がいたので何人に関わったのかよく分からないが10人以上である。

それから、歩いて30分ぐらいの所のE学校も介護所になっていて、そこでも被爆者の傷の手当等した。10人以上である。

エ 8月8日・9日に、C学校とE学校で、包帯の洗濯や負傷者の傷の手当等をした。

被爆者は、顔や手足のひどい火傷、服はぼろぼろ等で大変な地獄を見るようだった。はえがけがをした人の傷によくとまっていたので、追い払ったりうじ虫もとった。水を飲むと死ぬと言われていたが、大人に聞いて、お茶や水をあげた。また、火をたいて大きな釜で湯を沸かし、その中に衣類を入れて棒でかき回し、その後川で洗って木や棒に干したりした。

亡くなった人が戸板で運ばれていくのをよく見た。

オ 8月10日から31日までは、毎日ではないが、ほぼ6日間ぐらいC学校やE学校に行って、同じような介護の手伝いをした。

カ 1年生なので学校からの指示はなく、自主的に行った行為だった。

キ 被爆者の介護活動をした当人にしっかりと目と心を向けて、英断をしてくれることを願う。

(2) 乙等の意見

ア 乙が審査請求人たちと被爆者の介護に当たったことは本当であり、真実である。

イ 審査請求人と甲証人ら3名が被爆者介護に携わったのは全くの真実であるが、証人の証言内容の不足という判断で、審査請求人の申述内容は全く判断の視野になく、取り上げられてもいない。

ウ 審査請求人の被爆者健康手帳の申請却下の問題は、学校や町内会などの公的機関からの命令で行動した活動でなくボランティアでしたことと、申請が遅れたために証人が既にいることである。

非常事態下の自主的行動（ボランティア活動）6日から8月末までの連日の行動は今は亡き人たちが見聞きしており、何人が収容されていたのか、何時間いたのか、何をしたか、細かく言える人がいないと確証なしはどうしても許せない（受け入れられない）。

「被爆する環境の中にいたこと」は、本人や同級生の証言で十分だと思う。

エ 審査請求人と甲証人ら3名の救護活動の事実を、否定できる資料があるのか。認定すべき対象であると思う。

オ 本件のように自主的に救護活動を行った場合、救護活動を指示した人、見ていた人もほとんどいないもとでは、本人及び甲証人の申述を事実として認め、証人たちの証言に一致点があれば、認めていただきたい。

3 令和2年12月1日に審査会が審査請求人に対して実施した口頭意見陳述（以下「審査会口頭意見陳述」という。）での主張の要旨

(1) 昭和20年8月6日当日とその後に、B駅、C学校、汽車の中、D駅及びE学校において、大変な惨状の中で被爆者の介護を行った。

(2) 介護の内容は、けが人に赤チンを付けたり、包帯を巻いたり、背中や手をなでたりした。さらに、包帯を洗濯したり、汚れ物を洗濯して干したりもした。

4 審査庁の主張の要旨

令和元年12月27日付け諮問説明書

(1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書3(1)に記載のとおりである。

イ 判断

審理員意見書3(2)イに記載の内容と同趣旨である。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件処分が違法又は不当であるか否かについて

(1) 審査請求人は、平成30年1月30日、処分庁に対し、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「法」という。）第2条第1項の規定により、被爆者健康手帳の交付の申請（以下「本件申請」という。）を行った。審査請求人が処分庁に対し提出した被爆者健康手帳交付申請書（以下「本件申請書」という。）等によると、本件申請は、A学校1年生であった審査請求人が、昭和20年8月6日から8月9日まで及び8月10日から20日までの間のうち6日間程度、B駅（8月6日の午後のみ）、C学校、D駅（8月7日の午前のみ）及びE学校（8月7日以降）において、負傷した被爆者の救護活動を行ったとして、行われたものである。

(2) したがって、本件では、審査請求人が、法第1条第3号に該当すると認められる

か否か、すなわち、原子爆弾が投下された後において身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあったと認められるか否かが問題となる。具体的には、審査請求人について、法第1条第3号に該当すると認められるためには、法第1条第3号に係る審査基準としている、「被爆者援護法第1条第3号に係る審査指針」（以下「審査指針」という。）1から3までのいずれかに該当すること、すなわち、被爆事実が確認できることが必要となる。

(3)ア 処分庁においては、「申請内容が法律要件に合致することが確からしいということ」を何らかの資料により確認する必要がある」として、「手帳の交付に該当する被爆の事実を客観的に確認ができるかどうかの判断を行って」いることがうかがえるところ、一般に、申請者が法第1条第3号に該当するか否かの判断においては、申請者の申請内容が、審査基準である審査指針1から3までのいずれかに該当し、かつ、申請者の申請内容が確からしいということ、を、何らかの資料によって客観的に確認することは、被爆者健康手帳交付事務の適正な運用のために必要な対応であると認められる。

イ 証人による被爆証明書が添付されている場合における証人の申述内容の取扱いについて、処分庁においては、証人及び関係者の被爆者健康手帳の取得状況や、戦災誌の記載等により証人の被爆状況を確認した上で、証人の申述内容が確からしいかどうかを客観的な資料によって確認していることが認められる。

申請者の被爆事実を確認するためには、証人の申述内容の確実性を担保することが必要であり、その確実性の担保のためには、証人の申述内容の裏付けとなる証人自身の被爆事実又は証人の申述内容を裏付ける何らかの客観的な資料が必要であると認められるから、処分庁がこのような取扱いをしていることに、特段違法又は不当な点は見当たらない。

ウ 審査請求人は、一緒に救護活動を行った甲証人ら3名の申述を重視し、これをもって審査請求人の被爆事実を認めるよう繰り返し主張しているが、甲証人ら3名は、いずれも被爆者健康手帳を取得しておらず、甲証人ら3名の被爆事実が確認できる資料はなく、また、甲証人ら3名がC学校などにおいて審査請求人と共に救護活動を行ったことが確認できる資料もなかったことが認められる。

よって、甲証人の被爆証明書（以下「甲証明書」という。）又は甲証人ら3名の申述内容のみによっては、審査請求人の被爆事実を確認することはできないと認められる。

(4) 本件申請において審査請求人が申し立てている救護活動の内容が、審査指針1から3までのいずれかに該当するような被爆状況であるか、何らかの資料により客観的に確認できるかどうかについては、次のとおりである。

ア B駅における救護活動について

(ア) 本件申請書及び処分庁が審査請求人に行った面接聴取（平成30年2月19日実

施)の面接聴取票(以下「本件面接聴取票」という。)によると、審査請求人は、昭和20年8月6日午後2時頃、A学校から帰宅するためB駅に向かったところ、負傷した被爆者が汽車で運ばれてきたため、甲証人ら3名と共に、被爆者の収容所であるC学校に、手を引いて20人程度の被爆者を誘導したとしている。

審査請求人の申し立てるB駅での救護活動の内容は、「被爆者援護法第1条第3号に係る審査指針の運用のガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)3に照らすと、審査指針3に該当するものであるということ是可以する。

(イ) しかしながら、B駅での救護活動については、甲証明書に審査請求人と一緒に救護活動を行ったとの記載があるが、甲証人ら3名の申述のみをもって、申請者の被爆事実が確認できないことは、前記(3)ウのとおりである。

(ウ) よって、審査請求人が、B駅において審査指針3に該当するような救護活動を行ったことが確からしいと確認できなかったとの処分庁の判断に、違法又は不当な点は、見受けられない。

イ C学校における救護活動について

(ア) 本件申請書及び本件面接聴取票によると、審査請求人は、昭和20年8月6日から9日まで及び8月10日から20日までの間の6日間程度、C学校において、甲証人ら3名と共に、水を飲ませる、包帯の取替えや洗濯、薬をつけるなどの被爆者の救護活動に従事したとしている。

審査請求人の申し立てるC学校での救護活動の内容は、ガイドライン1及び2に照らすと、審査指針1及び2に該当するものであるということ是可以する。

(イ) C学校における審査請求人の救護活動については、丁(以下「丁証人」という。)の被爆証明書(以下「丁証明書」という。)が提出されているところ、丁証人は、C学校における救護活動により被爆者健康手帳を取得している。

処分庁が平成30年6月12日に審査請求人の被爆状況について丁証人に聴取した聴取書(以下「丁聴取書」という。)には、「C学校で被爆者の救護をしているとき、申請者達を見た」、「申請者達は私と同じように川でガーゼを洗ったり、患者のガーゼを取り替えたりしていたと思うが、それを側で見えていないのでわからない」などと記載されている。

丁証人の申述内容からは、審査請求人がC学校にいたことは確からしいといえるものの、審査請求人の行った救護活動の具体的な内容や時間を確認できるような申述内容ではないことから、審査請求人が「被爆して負傷した者が多く集合していた環境に相応の時間とどまった」ことは確認できず、また、「被爆して負傷した者」とどの程度の接触があったのかについても確認できないと認められる。

よって、丁証明書及び丁聴取書によっては、審査請求人がC学校において、

審査指針1又は2に定める要件に該当すると認められるような状況にあったことが確からしいと確認できないものと認められる。

(ウ) その他、処分庁において、戦災誌等の関係資料を調査したところ、C学校が被爆者の収容施設となり、救護活動が行われていたことは確認できるものの、これらの資料には審査請求人らに関する記述はなく、審査請求人がC学校において行ったとされる救護活動について、確認できなかったことが認められる。

(エ) よって、審査請求人が、C学校において、審査指針1又は2に該当する程度の救護活動を行ったことが確からしいと確認できなかったとの処分庁の判断に、違法又は不当な点は、見受けられない。

ウ D駅における救護活動について

(ア) 本件申請書及び本件面接聴取票によると、審査請求人は、昭和20年8月7日午前中に、D駅において、審査請求人母らと共に、婦人会が行っていた救護活動に参加し、包帯を巻く、薬をつける、移動の介助などを行ったとしている。

(イ) 審査請求人の申し立てるD駅での救護活動は、D駅前の広場で行ったとされており、屋外での活動であるため、ガイドライン1に照らすと、審査指針1には該当しない。また、D駅において救護したとされる被爆者の人数（接触した被爆者の人数）は、本件面接聴取票によると「2～3人ぐらい」とされていることから、ガイドライン2及び3に照らすと、審査指針2又は3のいずれにも該当しないことが認められる。

(ウ) 審査請求人母は、昭和20年8月18日に救護活動のため広島市内に入市したことにより被爆者健康手帳を取得しており、この関係資料からは、審査請求人母がD駅において救護活動を行ったことがうかがわれるが、審査請求人に関する記述はなく、審査請求人がD駅において行ったとされる救護活動について確認できなかったことが認められる。

(エ) よって、審査請求人が、D駅において、審査指針1から3までのいずれかに該当するような救護活動を行ったことが確からしいと確認できないとの処分庁の判断に、違法又は不当な点は、見受けられない。

エ E学校における救護活動について

(ア) 本件申請書及び本件面接聴取票によると、審査請求人は、昭和20年8月7日から9日まで及び8月10日から20日までの間の6日間程度、E学校において、甲証人ら3名、審査請求人母、甲証人の姉らと共に、水を飲ませる、包帯の取替え、薬をつけるなどの被爆者の救護活動に従事したとしている。

審査請求人の申し立てるE学校での救護活動の内容は、ガイドライン1及び2に照らすと、審査指針1又は2に該当する程度であるということ是可以する。

(イ) 審査請求人母は、昭和20年8月18日に救護活動のため広島市内に入市したことにより被爆者健康手帳を取得しており、この関係資料からは、審査請求人母

がE学校において救護活動を行ったことがうかがわれるが、審査請求人に関する記述はなく、審査請求人がE学校において行ったとされる救護活動について、確からしいと確認できなかったことが認められる。

(ウ) また、処分庁から提出のあった審査に関する書類によると、処分庁においては、審査請求人母と共に婦人会によるE学校での救護活動に従事し、被爆者健康手帳を取得した者について調査したことが認められるが、これらの者に関する資料には、審査請求人に関する記述はなく、審査請求人がE学校において行ったとされる救護活動について、確からしいと確認できなかったことが認められる。

(エ) その他、処分庁において、戦災誌等の関係資料を調査したところ、E学校が被爆者の収容施設となり、婦人会による救護活動が行われていたことは確認できるものの、これらの資料には審査請求人らに関する記述はなく、審査請求人がE学校において行ったとされる救護活動について確認できなかったことが認められる。

(オ) よって、審査請求人が、E学校において、審査指針1又は2に該当する程度の救護活動を行ったことが確からしいと確認できなかったとの処分庁の判断に、違法又は不当な点は、見受けられない。

オ その他

上記のほか、審査請求人が審査指針1から3までのいずれかに該当する程度の被爆状況にあったことを客観的に認定するに足りる証拠等は、見当たらない。

カ 小括

上記のとおり、B駅、C学校、D駅及びE学校のいずれにおいても、審査請求人が被爆者健康手帳の交付要件に該当するような被爆状況にあったことが確からしいと確認できなかったことが認められるから、審査請求人について、法第1条第3号に該当するような状況にあったことが確認できなかったとの処分庁の判断に、違法又は不当な点は見受けられない。

(5) また、処分庁においては、第一号法定受託事務である被爆者健康手帳交付申請に対する審査に当たり、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の施行について」（昭和32年5月14日付け衛発第387号厚生省公衆衛生局長通達。以下「32年局長通達」という。）及び「被爆者健康手帳の交付事務について」（昭和51年3月18日付け衛企第5号厚生省公衆衛生局企画課長通知。以下「51年課長通知」という。）を、地方自治法第245条の4第1項の技術的助言に相当するものとして参照し、事務を行っており、本件申請書及び添付資料の書面審査にとどまらず、関係資料の調査や証人からの聴取などにより被爆事実の確認を行い、何らかの資料により客観的に被爆事実を認めた上で、被爆者健康手帳の交付を行うこととしており、本件処分もこれに従って処理されていることが認められる。

- (6) 以上のことからすると、処分庁が、審査請求人は、法第1条第3号に該当する者とは認められないとして行った本件処分に違法又は不当な点はなく、本件処分は、適正に行われたものと認められる。

2 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には、理由がない。よって、本件審査請求は、行政不服審査法（以下「行審法」という。）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

1 審査庁から審査会へ諮問（令和元年12月27日）

2 第1回審議（令和2年9月24日）

本件審査請求に係る審議を行った。

3 第2回審議（令和2年10月13日）

(1) 本件審査請求に係る審議を行った。

(2) 審議結果

審査請求人から行審法第81条第3項の規定により準用する行審法第75条第1項の規定による口頭での意見陳述を求める旨の申立てがあったため、行政不服審査法施行条例（平成28年広島県条例第2号）第10条第6項の規定により、意見を陳述する機会を与える旨の決議を行った。

4 第3回審議（令和2年12月1日）

(1) 審査請求人口頭意見陳述

行審法第81条第3項の規定により準用する行審法第75条の規定により、前記3(2)のとおり決議を行った審査会口頭意見陳述を実施した。審査請求人の主張は前記第2の3に記載のとおりである。

(2) 審議内容

答申に向けた審議を行った。

5 第4回審議（令和3年2月4日）

答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

- (1) 法第1条には、「この法律において「被爆者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいう。」と規定され、同条第1号には「原子爆弾が投下された際当時の広島市……の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在った者」と規定され、同条第2号には「原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在った者」と規定され、同条第3号には「前2号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受

けるような事情の下にあった者」と規定されている。

(2) 法第2条第1項には、「被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地……の都道府県知事に申請しなければならない。」と規定され、同条第3項には、「都道府県知事は、前2項の規定による申請に基づいて審査し、申請者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする。」と規定されている。法第49条には、「この法律の規定（法第6条、法第51条及び法第51条の2を除く。）中「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは、広島市……については、「市長」又は「市」と読み替えるものとする。」と規定されている。

(3) 処分庁においては、法第1条第3号に係る審査基準として、審査指針及びガイドラインが定められている。

ア 審査指針には、「次の1から3までのいずれかに該当する者は、法第1条第3号に該当すると認めることとする。また、1から3までに該当しない被爆状況については、1から3までに相当する被爆事実が認められるかについて個別に審査を行うこととする。なお、これらの判断は、別に定める「被爆者援護法第1条第3号に係る審査指針の運用のガイドライン」によることとする。」と定められている。

「1から3まで」については、「原子爆弾が投下されたその後」、「1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（以下「政令」という。）第1条第2項に定める期間内に、原子爆弾が投下された当時の政令別表第二に掲げる区域以外の区域において、被爆して負傷した者が多く集合していた環境に相応の時間とどまると認められる者」、「2 被爆して負傷した者が収容されている環境にいたが、1に該当しない者については、政令第1条第2項に定める期間内に、原子爆弾が投下された当時の政令別表第2に掲げる区域以外の区域において、被爆して負傷した者との接触により、1に該当する者と同程度以上の被爆状況にあったと認められる者」、「3 被爆した者の輸送又は被爆した者の死体の処理に従事し、被爆して負傷した者と接触があった者については、政令第1条第2項に定める期間内に、原子爆弾が投下された当時の政令別表第2に掲げる区域以外の区域において、1に該当する者と同程度以上の被爆状況にあったと認められる者」と定められている。

イ ガイドラインの1から3までには、次のように定められている。

審査指針1の「被爆して負傷した者が多く集合していた環境」については、「(1) 15名以上の被爆して負傷した者が収容されている収容施設等」、「(2) 5名以上の被爆して負傷した者が収容されている病室等（出入口以外は壁等で閉ざされ、比較的狭小な部屋等として独立している空間に限る。）」の環境（屋外を除く。）を、該当するものとされている。

審査指針の1の「相応の時間とどまった」については、「(1) 2日以上収容施設等にいたことが確認できる場合」, 「(2) 1日であっても午前及び午後収容施設等にいたことが確認できる場合」を, 該当するものとされている。

審査指針の2及び3における「1に該当する者と同程度以上の被爆状況」については、「被爆して負傷した者と1日当たり5名以上の接触が認められる場合」を, 該当するものとされている。

- (4) 被爆者健康手帳の交付の事務について, 厚生省(現厚生労働省)から32年局長通達及び51年課長通知が発出されている。

32年局長通達の記の1では, 被爆者健康手帳の交付申請に当たっての添付書類について, 被爆者健康手帳の交付の対象となる被爆者の要件に「該当することを認めることが確認できる書類としては, おおむね次によること」として, 「(一)当時の雇災証明書その他公の機関が発行した証明書 (二)前号のものがない場合は, 当時の書簡, 写真等の記録書類 (三)前二号のものがない場合は, 市町村長等の証明書 (四)前三号のものがない場合は, 第三者(三親等以内の親族を除く。)二人以上の証明書 (五)前各号のいずれもない場合は本人以外の者の証明書又は本人において当時の状況を記載した申述書及び誓約書」が掲げられている。

また, 51年課長通知では, 「……添付される証明書等の書類は, 認定の判断材料であって, 認定はこれらの資料等により被爆の事実を認めた上で行われるべきものである……」とされ, 記の1には, 「審査は, 単なる書面審査にとどまらず, 可能な限り申請者本人及び申請者の被爆の事実を証明する証明書を書いた者から事情を聴取する等により事実の確認に努められたいこと。事情聴取に当たっては, 申請者の家族に対する手帳交付の有無, その時点において初めて手帳の交付申請を行う理由等についても, 把握しておかれたいこと。」とされている。

なお, 32年局長通達及び51年課長通知は, 法の施行により廃止された, 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和32年法律第41号)に関して発出された通知であるところ, 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行について」(平成7年5月15日発健医第158号厚生事務次官通知)の第九の二において, 「新法(審査会注:法を指す。)の施行に当たっては, 別途通知するものを除き, 原爆医療法(審査会注:原子爆弾被爆者の医療等に関する法律を指す。)及び原爆特別措置法の施行に関してこれまで発出した通知によられたいこと。」とされている。

- (5) 被爆者健康手帳の交付に関する事務は, 地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とされている。

処分庁においては, 第一号法定受託事務である被爆者健康手帳交付申請に対する審査に当たり, 32年局長通達及び51年課長通知を, 地方自治法第245条の4第1項の技術的助言に相当するものとして参照し, 事務を行っている。

- (6) 以上の法令等の規定を前提に, 本件処分が違法又は不当であるかについて2以下

で検討する。

2 理由

- (1) 本件は、審査請求人が法第1条第3号に規定する「原子爆弾が投下された後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当すると認められるか否か、具体的には、審査指針1から3までのいずれかに該当すること、すなわち、被爆事実が確認できるか否かが主な争点となっている。
- (2) 処分庁においては、被爆者健康手帳の交付申請の審査に当たって、申請書や添付書類の書面審査にとどまらず、申請者本人及び証人の事情聴取や関係資料の調査などにより事実確認を行い、客観的に被爆事実を認めた上で被爆者健康手帳の交付を行っており、また、証人の申述内容の取扱いについては、証人及び関係者の被爆者健康手帳の取得状況や戦災誌の記載等により証人の被爆状況を確認した上で、証人の申述内容が確からしいかどうかを客観的な資料によって確認しているところ、処分庁がこのような取扱いをしていることに、特段違法又は不当な点は認められない。
- (3) 審査請求人は、B駅、C学校、D駅及びE学校において、審査指針やガイドラインの要件を満たすような多くの被爆者の救護活動を行ったことは真実である旨を主張する。

本件審査請求において審査請求人が申し立てている救護活動の内容が、審査指針1から3までのいずれかに該当するような被爆状況であるかが何らかの資料により客観的に確認できるかどうかについては、次のとおりである。

ア B駅及びC学校における救護活動について

審査請求人は、甲証人ら3名と一緒に救護活動を行った旨を主張するが、甲証人ら3名は被爆者健康手帳を取得しておらず、甲証人ら3名の被爆事実が確認できる資料はなく、また、甲証人ら3名がB駅及びC学校において審査請求人と救護活動を行ったことが確認できる資料はなかったものと認められる。

また、丁証人はC学校における救護活動により被爆者健康手帳を取得しているが、丁証人の申述内容からは、審査請求人のC学校における救護活動について具体的な内容や時間を確認することはできない。

イ D駅における救護活動について

審査請求人は、審査請求人母らと共に救護活動を行った旨を主張するが、審査請求人母が被爆者健康手帳を取得した際の関係資料には、審査請求人に関する記述はなく、審査請求人がD駅において救護活動を行ったことを確認することはできない。

ウ E学校における救護活動について

審査請求人は、甲証人ら3名、審査請求人母、甲証人の姉らと共に救護活動を行った旨を主張するが、審査請求人母が被爆者健康手帳を取得した際の関係資料には、審査請求人に関する記述はなく、審査請求人がE学校において救護活動を

行ったことを確認することはできない。

- (4) なお、審査請求人は、審査請求人や甲証人らの申述をもって審査請求人の被爆事実を認めるよう主張するが、審査請求人や甲証人らの申述内容のみをもって審査請求人の被爆事実を認めることはできないといえる。
- (5) その他、審査請求人が審査指針1から3までのいずれかに該当する程度の被爆状況にあったことを客観的に認定するに足りる証拠等は見当たらないものと認められる。
- (6) 上記のとおり、B駅、C学校、D駅及びE学校において、審査請求人が被爆者健康手帳の交付要件に該当するような状況にあったことを確認することはできないことから、審査請求人について、法第1条第3号に該当するような被爆事実が確認できなかったとして処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 結論

以上のとおりであるから、本件処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。

よって第1のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	田	中	聡	子
委員	近	藤	い	ずみ
委員	折	橋	洋	介

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行審法第81条第3項で準用する法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。